

確定申告

問合せ 市役所課税課 一宮税務署
☎0587(32)1205
☎0586(72)4331

確定申告とは

所得税の確定申告は、市・県民税、固定資産税のように市役所からの納税通知書で納付するものと違い、自分自身で所得税を正しく計算して納付する申告納税制度です。

※平成25年～49年は、所得税と併せて復興特別所得税（以下、所得税）を申告・納付する必要があります
▼申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)

確定申告対象者

●所得税の確定申告対象者
①平成30年中の各種所得の合計額が所得控除（基礎控除、人的控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）の合計額より多いかた
②給与所得者で給与の収入金額が2000万円を超えるかた

③給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超えるかた（20万円以下の場合は市・県民税の申告が必要）
④給与の支払いを2カ所以上から受けている一定の要件に当てはまるかたなど

公的年金等の受給者

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要がありません。ただし、この場合でも所得税の還付を受けるには確定申告が必要です（確定申告を必要としないかたでも、市・県民税申告で市県民税の控除を受けられる場合があります）。

●確定申告をすると税金が還付される場合があるかた
①マイホームをローンなどで

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

介護保険と確定申告

市役所高齢介護課 ☎0587(32)1292

要介護認定の障害者控除

申告者本人や扶養親族が障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、65歳以上で要介護認定（要支援を除く）を受けているかたは、確定申告の障害者控除の対象となる場合があります。対象者には2月上旬に「障害者控除対象者認定書」を送付します。これは、確定申告する際には必要となります。

▼対象 平成30年12月31日現在、障害者に準ずる状態が6カ月以上継続していると認められる65歳以上のかたで、同一世帯に納税者（前年度実績）がいるかた
▼控除額 下表
▼その他 同一世帯に納税者（前年度実績）がない場合、認定書は送付しません。申告者が控除対象者と別世帯の場合や控除対象者が死亡した場合など、認定書が必要なかたは、申請者の印鑑を持参の上、市役所高齢介護課、支所、市民センターへ申請して

要介護認定の障害者控除 控除額

区分	障害理由	控除額
障害者控除	①身体障害者（3～6級）に準ずる	所得税…27万円
	②知的障害者（軽度・中度）に準ずる	市・県民税…26万円
特別障害者控除	①身体障害者（1・2級）に準ずる	所得税…40万円 ※同居の場合は75万円
	②知的障害者（重度）に準ずる	市・県民税…30万円 ※同居の場合は53万円
	③寝たきり高齢者など	

※「同居の場合」とは、特別障害者に該当する生計を一にする配偶者または扶養親族で、居住者または居住者の配偶者もしくは居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合をいいます

医療費控除の対象となる介護保険サービス

区分	サービス	医療費控除対象		
		自己負担額	食費	居住費
医療系居宅サービス	訪問看護	◎	/	/
	訪問リハビリテーション	◎	/	/
	居宅療養管理指導	◎	/	/
	通所リハビリテーション	◎	◎	/
医療系以外の居宅サービスなど	短期入所療養介護	◎	◎	◎
	訪問介護（生活援助中心型を除く）	△	/	/
	訪問入浴介護	△	/	/
	通所介護	△	×	/
	短期入所生活介護	△	×	×
	夜間対応型訪問介護	△	/	/
	認知症対応型通所介護	△	×	/
施設サービス	小規模多機能型居宅介護	△	×	×
	介護老人福祉施設	◎	◎	◎
	介護老人保健施設	◎	◎	◎
	介護療養型医療施設	◎	◎	◎
	介護医療院	◎	◎	◎

◎…全額対象 ○…2分の1に相当する額が対象 ×…対象外 △…医療系居宅サービスと併せて利用した場合のみ対象

は、確定申告の医療費控除の対象となる場合があります。確定申告する場合は、サービス事業者が発行する領収書が必要となります。

対象となるサービス

▼その他 介護予防・日常生活支援総合事業サービスも含まれます。医療系居宅サービスは、支給限度額を超えて利用した自己負担額も控除対象です。

す。費用を補てんとみなされる受取金は、控除の対象額から差し引きます
●おむつ代の医療費控除 6カ月以上寝たきりのかたのおむつ購入費用を確定申告の医療費控除の対象とするには、領収書の他に医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要で、ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2

年以降で要介護認定を受けているかたは、次の要件を満たす場合は市が交付する「おむつ使用証明書」をおむつ使用証明書に代えることができます。
●交付要件 主治医意見書の記載内容が次の全てを満たすこと ①障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がB1・B2・C1・C2のいずれか ②尿失禁の発生可能性が「あり」と判定されている
▼申請方法 印鑑を持参の上、市役所高齢介護課、支所、市民センターへ ※確認書は即日交付できません。後日送付します
▼その他 次の介護保険施設を利用した際のおむつ代はサービス利用料（保険適用）に含まれますので、サービス事業者が発行する領収書を添付または提示すると医療費控除の対象となり、おむつ使用証明書は必要ありません
対象施設…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護

取得したかた
②多額の医療費を支払ったかた（平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。詳しくは国税庁のホームページで確認してください）
③年の途中で退職したなどの理由で、年末調整を受けなかったかた
④災害や盗難に遭ったかたなど

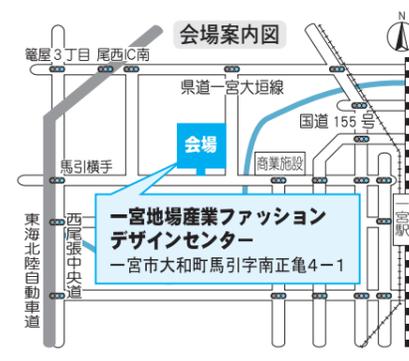
その他

確定申告相談会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用するなど、できる限り自分で確定申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または郵送で一宮税務署へ提出してください（送付先：〒491-8502 一宮市栄四丁目5-7）

●e-Taxがより便利になります
申告相談会場に出掛けなくても、24時間、インターネット

確定申告相談会場

とき 2月18日(月)～3月15日(金)、午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開設します
※受け付けは午後4時まで。ただし、混雑状況によっては早めに終了する場合があります
ところ 一宮地場産業ファッションデザインセンター



期間中、申告書作成指導は、この会場で行い、国税務署では行いません

駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください

トを利用して自宅などから確定申告ができます（申告書を印刷して提出することも可能です）
また、平成31年1月から、マイナンバーカードやICカードリーダーを持っていないかたでも、税務署でIDとパスワードを受け取れば、パソコンやスマートフォンから確定申告ができるようになります。利用の手続きや準備など詳しくは、国税庁

のホームページで確認、または一宮税務署へ問い合わせてください。
●税務署の電話相談窓口
電話相談は ☎0586(72)4331へ。自動音声案内で「1」番を選択すると電話相談センターにつながります。また、3月15日(金)までは自動音声案内の「0」番で確定申告の相談に対応します。